

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

取組項目(中項目)	3 地方公営企業などの経営改革	No.	56			
具体的な取組項目(小項目)	3 下水道事業の経営改革の取組強化	担当課	下水道計画課			
改革実施項目名称(細項目)	市浄化槽整備事業の推進					
現状と課題 (これまでの取組み)	これまで市街地の下水道整備を進めてきたが、今後の主たる汚水整備の対象は周辺地域となっている中、汚水処理事業が円滑に進むよう、平成23年度より市浄化槽整備事業を導入した。また国の施策としても未普及対策の早期概成を目標としており、厳しい財政状況や人口減少など時間軸を踏まえた柔軟な対策の実施が求められている。これらのことから、下水道と比較して合併処理浄化槽による整備が効率的な周辺地域においては、市浄化槽整備事業による対象区域の拡大を図ることで、より一層の市営浄化槽の設置促進が必要である。					
事業の目標・目的 (考えられる効果)	《計画期間の目標》 市浄化槽整備事業区域の拡大を図るとともに、市営浄化槽の設置を促進する。					
	《事業の最終目標》 汚水処理未普及対策地域の早期解消が図られる。					
取組の内容	市営浄化槽の役割・必要性を積極的にPRし、地元との合意形成を図ることにより、市浄化槽整備事業区域の拡大を進めていく。 また、市浄化槽整備事業区域内については、市営浄化槽の設置を促進する。					
改革実施概要	現状 (平成26年度)	平成27年度		平成28年度		中間目標/ 29年度以降
	取組工程 (具体的な内容)	計画	実績	計画	実績	
	合併浄化槽による整備が効率的な地区のうち、地元との合意形成が図れた地区を「公設浄化槽整備対象区域」と定め、浄化槽の設置を促進。	地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。	公設浄化槽については、33基整備を実施。 西蒲区内の2自治会が、新たに公設浄化槽整備対象区域を承認。	地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。	公設浄化槽については、29基整備を実施。 越前浜自治会の一部地域において公設浄化槽整備対象区域を追加承認。	引き続き、地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。
標指	市営浄化槽設置基数	118	157	142	200	171

進捗管理	(各年度10月に実施)		平成27年度		平成28年度	
	取組の状況	上半期 (4~9月)	公設浄化槽の設置申請： 24件	予定通り 進捗	公設浄化槽の設置申請： 19件 合計基数：161基（9月末時点）	進捗に 遅れあり

※平成29年度上半期に計画期間の中間評価を実施する。

年度評価	(年度終了後に実施)		平成27年度		平成28年度	
	取組工程、指標に対する評価		「公設浄化槽整備対象区域」の拡大は図ることができた。一方、公設浄化槽の設置基数については、目標達成には至らなかった。	C	「公設浄化槽整備対象区域」の拡大は図ることができた。一方、公設浄化槽の設置基数については、目標値200基に対し実績171基であり達成率86%となり目標指標の達成には至らなかった。よってC評価とした。	C
	課題、今後の方針、改善事項など		分担金や使用料等の個人負担が発生することが、設置基数が伸びていない一因とも考えられるが、引き続き公設浄化槽の役割・必要性を積極的にPRしていく必要がある。		分担金や使用料等の個人負担が発生することが、設置基数が伸びていない一因とも考えられるが、引き続き公設浄化槽の役割・必要性を積極的にPRしていく必要がある。	

計画期間の中間評価	(平成29年度に実施)		中間評価		平成29年度以降
	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)		西蒲区の2自治会を新たに「公設浄化槽整備対象区域」に定め、越前浜自治会の一部地域において対象区域を追加承認するなど、区域拡大は図ることができている。 一方、公設浄化槽の設置基数については、平成28年度目標値200基に対し平成28年度実績は171基であり、目標達成率は86%（実績171基/目標値200基）であった。	C	設置の促進に向けて、引き続き公設浄化槽の役割及び必要性を対象区域の市民に積極的にPRしていく必要がある。また、地元との合意形成を図りさらに「公設浄化槽整備対象区域」を拡大していく。
	課題、今後の方針、改善事項など		分担金や使用料等の個人負担が発生することが、公設浄化槽の設置基数が伸びていない一因と考えられる。 設置の促進に向けて、引き続き公設浄化槽の役割及び必要性（公衆衛生の向上・水質保全を図ることで住みよい環境を目指すこと等）を対象区域の市民に積極的にPRしていく必要がある。また、地元との合意形成を図りさらに「公設浄化槽整備対象区域」を拡大していく。		

重点改革項目Ⅲ 持続可能な財政運営の確立

取組項目(中項目)	3 地方公営企業などの経営改革	No.	56
具体的な取組項目(小項目)	3 下水道事業の経営改革の取組強化	担当課	下水道計画課
改革実施項目名称(細項目)	市浄化槽整備事業の推進		
現状と課題 (これまでの取組み)	これまで市街地の下水道整備を進めてきたが、今後の主たる汚水整備の対象は周辺地域となっている中、汚水処理事業が円滑に進むよう、平成23年度より市浄化槽整備事業を導入した。また国の施策としても未普及対策の早期概成を目標としており、厳しい財政状況や人口減少など時間軸を踏まえた柔軟な対策の実施が求められている。これらのことから、下水道と比較して合併処理浄化槽による整備が効率的な周辺地域においては、市浄化槽整備事業による対象区域の拡大を図ることで、より一層の市営浄化槽の設置促進が必要である。		
事業の目標・目的 (考えられる効果)	《計画期間の目標》 市浄化槽整備事業区域の拡大を図るとともに、市営浄化槽の設置を促進する。		
	《事業の最終目標》 汚水処理未普及対策地域の早期解消が図られる。		
取組の内容	市営浄化槽の役割・必要性を積極的にPRし、地元との合意形成を図ることにより、市浄化槽整備事業区域の拡大を進めていく。 また、市浄化槽整備事業区域内については、市営浄化槽の設置を促進する。		

改革実施概要	取組工程 (具体的な内容)	平成29年度		平成30年度		最終目標/ 31年度以降	
		現状 (平成26年度)	計画	実績	計画		実績
	合併浄化槽による整備が効率的な地区のうち、地元との合意形成が図れた地区を「公設浄化槽整備対象区域」と定め、浄化槽の設置を促進。	地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域内に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。	公設浄化槽については、16基整備を実施。	地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域内に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。	公設浄化槽については、22基整備を実施。	引き続き、地元との合意形成が図れていない地区において、市営浄化槽の役割・必要性を理解してもらい、区域拡大を進める。 既に公設浄化槽整備対象区域内に定めた地区内において、一層の設置促進を図る。	
指標	浄化槽設置基数	118	248	187	300	209	5,300

(各年度10月に実施)		平成29年度		平成30年度		
進捗管理	取組の状況	上半期 (4~9月)	公設浄化槽の設置申請：11件 合計基数：182基 (9月末時点)	進捗に遅れあり	公設浄化槽の設置申請：10件 合計基数：197基 (9月末時点)	進捗に遅れあり

(年度終了後に実施)		平成29年度		平成30年度		
年度評価	取組工程、指標に対する評価		公設浄化槽の設置基数については、目標値248基に対し実績187基であり達成率75%となり目標指標の達成には至らなかった。よってC評価とした。	C	公設浄化槽の設置基数については、目標値300基に対し実績209基であり達成率70%となり目標指標の達成には至らなかった。よってC評価とした。	C
	課題、今後の方針、改善事項など	分担金や使用料等の個人負担が発生することが、公設浄化槽の設置基数が伸びていない一因と考えられる。 設置の促進に向けて、引き続き公設浄化槽の役割及び必要性(公衆衛生の向上・水質保全を図ることなどで住みよい環境を目指すこと等)を対象区域の市民に積極的にPRしていく必要がある。また、地元との合意形成を図りさらに「公設浄化槽整備対象区域」を拡大していく。		浄化槽転換が個人の都合に任されていることや、トイレの水洗化(単独浄化槽)が進んでおり、浄化槽転換の必要性を感じていないこと、また、一定程度自己負担が必要なことから、設置基数が伸びず、汚水処理施設の普及が進んでいないと考えられる。 今後は、市全体の汚水処理人口普及率向上のため、浄化槽設置については、環境部所管事業の浄化槽補助制度と下水道部所管の公設浄化槽制度の課題を整理し、新たな汚水処理施設整備の進め方・あり方を検討していく。		

		計画期間の評価		平成31年度以降	
計画期間の評価	取組工程、指標に対する評価 (指標の適正性等)		4年間の計画期間において、公設浄化槽を100基設置できたことから、汚水処理人口普及率が一定程度向上した。ただし、公設浄化槽の設置基数については、目標値300基に対し実績209基であり達成率70%となり目標指標の達成には至らなかった。よってC評価とした。	C	市全体の汚水処理人口普及率向上のため、環境部所管事業の浄化槽補助制度と下水道部所管の公設浄化槽制度の課題を整理し、新たな汚水処理施設整備の進め方・あり方の検討を行う。
	課題、今後の方針、改善事項など	浄化槽転換が個人の都合に任されていることや、トイレの水洗化(単独浄化槽)が進んでおり、浄化槽転換の必要性を感じていないこと、また、一定程度自己負担が必要なことから、設置基数が伸びず、汚水処理施設の普及が進んでいないと考えられる。今後は、市全体の汚水処理人口普及率向上のため、浄化槽設置については、環境部所管事業の浄化槽補助制度と下水道部所管の公設浄化槽制度の課題を整理し、新たな汚水処理施設整備の進め方・あり方を検討していく。			